



## 死亡した野鳥をみつけたら



○死亡野鳥を見つけた場合は、鳥インフルエンザ・ウイルスを始めとする様々な病原体をもっている可能性がありますので、素手で触らず、速やかに発見場所を管轄する県環境管理事務所に御相談ください。

○万が一、死亡した野鳥など野生動物を片付ける際には、素手で直接触らず、使い捨て手袋等を使用してください。

○日常生活において、野鳥など野生動物の排泄物等に触れた後は、十分な手洗いとうがいをすれば、過度に心配する必要はありません。



○野鳥の排泄物等が靴の裏や車両に付着することにより、病原体が他の地域へ運ばれるおそれがありますので、野鳥に近づきすぎないようにしてください。特に、靴で糞を踏まないよう十分注意して、必要に応じて消毒を行ってください。

○また、野鳥は、餌不足、寒さ、あるいは窓ガラスや電線にぶつかるなど、病気以外の原因でも死亡することがありますので、死亡していても直ちに鳥インフルエンザを疑う必要はありません。

鳥インフルエンザ・ウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活では、過度に心配する必要はありません。正しい情報に基づいた、冷静な行動をお願いいたします。

発行元

埼玉県環境部みどり自然課

野生生物担当

電話：048-830-3143

